

日本家族社会学会

ニュースレター NO. 7

発行年月日 1991.10.5

編集・発行 日本家族社会学会事務局

東京都新宿区戸山 1-24-1

早稲田大学文学部 正岡研究室内

Tel 03-3203-4141 EXT 72-2370

日本家族社会学会の発足

去る7月21日、家族社会学セミナー第24回総会、ならびに日本家族社会学会設立総会が開催され、家族社会学セミナーの解散ならびに「日本家族社会学会」の設立が全会一致で承認されました。また、設立総会において、日本家族社会学会会則、選挙規定ならびに同会費規定が承認されました。

さらに、1991年度のセミナー大会が三谷鉄夫氏（北海道大学）を実行委員長とし、札幌市で開催されることも承認されました。開催時期は、1992年9月の予定です。

第24回家族社会学セミナー・
日本家族社会学会設立総会を終えて

日本家族社会学会大会を兼ねた第24回家族社会学セミナーも無事終了することができました。新しい学会の会員も順調に増加しているようです。実行委員会としてもほっとしているところです。これも、会員の皆さんの積極的なご協力があるての賜物です。心から感謝申し上げます。

これから、新しい学会としての運営が始りますが、まだ検討しなければならない課題が山積しています。今回のセミナーを反省して、そのいくつかをあげ、検討の参考にしていただければと思います。

(1) セミナーの伝統である合宿制については、当分継続していくことがのぞましいと思います。ただこれまでのように一律でなく、弾力性をもたせることは必要でしょう。この場合合宿しない人は、すべて自分で宿泊所などの手配をす

ること、途中での変更是避けることなどの原則を確立しないと大会事務局が大変です。また、宿泊者の人数を限定する必要もあります。

(2) 学会の大会なので、自由報告が中心になりますが、日本社会学会もあることを考慮すると、まったく自由ではなく大会の統一テーマと関連づけることを考えてもいいと思います。

(3) これまでのセミナーのように、参加者全員が共通に考えるテーマを決め、そのためのセッションを設けることは必要だと思います。

(4) 分科会も考えられますが、今回のような方法は完全な失敗でした。事前の準備をきちんとしてうまくいかないようです。

いずれにしても、会員全員が当事者意識をもって参加し、お客さまであってはならないと思います。会員数が増えれば困難なことかも知れませんが、それだけにより一層セミナーの精神を活かした学会運営が望されます。

(望月 崑)

理事選挙の実施

すでにお知らせしましたように、日本家族社会学会の設立総会において会則ならび選挙規定が決定をみました(別掲)。これに基づき新役員の選出が実施されることになり、選挙管理委員会が発足しました。委員には、二階堂ひさ子、松田苑子、渡辺秀樹の3氏が任命されました。なお、1992年1月末に理事選挙を行うこ

とが決定されました。

事務局では、現在、同選挙に向けて会員名簿を作成中です。会員の方々で、最近所属などに変更があった場合には、至急事務局までご連絡ください。

〈編集委員会より〉

この間の編集委員会の活動について報告いたします。

1. (第3号完了) すでにご覧いただいたと思いますが、第3号は予定どおりセミナーに合せて無事に発刊できました。ほぼパターンは固まりました。内容についてのご意見・ご批判をお寄せください。なお、お名前などに若干のミスがありました。別掲「正誤表」のように、訂正してお詫びいたします。

2. (編集体制の拡充) 編集委員会、学会設立準備委員会におはかりして、これまで専門委員だった渡辺秀樹氏(慶應大学)に編集委員に加わっていただくことになりました。

3. (第4号の編集方針) 日本家族社会学会の設立を踏まえて「記念号」とし、森岡清美先生の記念講演、およびシンポジウムをもとに特集を組む。他方、自由投稿、書評等は従来どおりとします。

4. (投稿募集) 11月末日締切です。遅れぬようご準備ください。

5. (投稿規定・要項の整備) 従来「執筆ガイド」を含め3本建てであったものを整理して、「編集・投稿規定」「執筆要項」として定め直し、本誌に刷り込みました。執筆を予定される方は、

必ずこれに準拠してください。

6. (キーワードの試行) 次号からキーワードを3語以内で添えていただき、欧文抄録の欄に掲載する予定です。
7. (検討課題) 誌上討論の形式の採用、文献目録の掲載などにつき検討中です。

(石原邦雄)

日本家族社会学会会則

第1章 総則

第1条 (名称)

本会は、日本家族社会学会と称する。

第2条 (目的)

本会は、社会学を中心とし、広く隣接科学との交流のもとに家族研究の発展を目指すことを目的とする。

第3条 (事業)

本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行なう。

1. 学術研究大会及びセミナー等の開催
2. 機関誌、ニュースレター及びその他の出版物の発行
3. 研究情報及び研究活動の交流の促進
4. 国内及び海外の関連学会・研究団体との連絡提携
5. その他本会の目的を達成するため必要な事業

第2章 会員

第4条 (会員)

本会の会員は、通常会員、団体会員及び賛助会員とする。

第5条 (通常会員の入会)

本会に通常会員として入会を希望するものは、会員1名以上の推薦を受け、所定の入会申し込み書に必要事項を記入し、当該年度の会費を添えて入会手続きをとり、理事会の承認を得なければならない。

第6条 (通常会員の権利)

通常会員は、本会の行なう事業の企画運営に参加し、理事選出の選挙権及び被選挙権を有するとともに、本会が発行する機関誌及びニュースレター等の配布を受けることができる。

第7条 (団体会員)

団体会員は、本会の趣旨に賛成し、団体または機関として入会を希望するもので、理事会の承認を得たものとする。

2. 団体会員は、本会の発行する機関誌及びニュースレター等の配布を受けることができるほか、その代表者(1名)は本会の行なう事業に参加することができる。

第8条 (賛助会員)

賛助会員は、本会の趣旨に賛成し、本会のために特別な援助を与えるもので、理事会の承認を得たものとする。

2. 賛助会員は、本会が行なう事業に参加できるとともに、本会が発行する機関誌及びニュースレター等の配布を受けることができる。

第9条 (退会)

会員は、理事会に申し出て、退会することができる。

- 通常会員及び団体会員で引き続き2年間会費を納入しなかったものは会員の資格を失う。

第10条 (除名)

本会の名誉を著しく毀損したものは、理事会の議を経て除名されることがある。

第3章 役員

第11条 (役員)

本会に次の役員を置く。

- | | |
|---------------------------------|-----|
| 1. 会長 | 1名 |
| 2. 顧問 | 若干名 |
| 3. 理事 | 若干名 |
| 理事のうちに庶務・専門・財務・研究・編集を担当する理事を置く。 | |
| 4. 委員 | 若干名 |
| 5. 監事 | 2名 |

第12条 (役員の選出)

役員の選出は次による。

- 会長は理事会の議を経て総会で推挙する。
- 顧問は本会に特別の功労があったものを、理事会の議を経て総会で推挙する。
- 理事は別に定める規定によって会員が選舉する。理事の役割分担は理事会での互選によって決定する。ただし、研究大会等の開催に必要な場合は、別に定める規定にかかわらず、会長は理事会の議を経て、1年に限って理事1名を委嘱することができる。
- 委員は、理事会の議を経て会長が委嘱する。
- 監事は、総会で推薦する。

第13条 (役員の任務)

役員の任務は次のとおりとする。

- 会長は本会を代表して会務を統理する。
- 顧問は本会の重要な会務につき会長及び理事会の諮詢に応じる。
- 理事は会長とともに理事会を構成し、本会の運営にあたる。
- 委員は理事を補佐して、会務を執行する。
- 監事は本会の会計及び会務の執行を監査する。

第14条 (役員の任期)

会長の任期は3年とし、再任を認めない。

- 理事、委員および幹事の任期は3年とする。ただし再任を妨げない。
- 顧問は任期を定めない。

第4章 組織及び運営

第15条 (総会)

本会の重要事項を審議する最高機関として総会を置く。

- 総会は毎年1回、会長の召集によって開催する。ただし理事会が必要と認めた場合及び会員の3分の1以上が開催を求めた場合は、会長はすみやかに臨時の総会を召集しなければならない。
- 総会は次の事項を審議する。
 - 事業の計画・執行
 - 役員の選任
 - 予算及び決算
 - 会則その他の規約の変更
 - その他本会の運営に関し重要な認められる事項

第16条 (理事会)

理事会は会長がこれを召集する。ただし理事の半数以上が開催を求めた場合、会長はすみやかに理事会を召集しなければならない。

2. 理事会は理事の半数以上の出席をもって成立する。ただし出席は委任状をもってこれに代えることができる。

3. 理事会は必要と認めた場合には、その議に基づき特別委員会を設けることができる。特別委員会の任期は、原則として当該理事会の任期内とする。

第17条 (編集委員会)

本会に編集委員会を設け、機関誌の編集・刊行にあたる。

2. 編集委員会は委員長、副委員長及び委員若干名をもって構成する。
3. 編集委員長及び副委員長は編集担当理事がこれにあたる。

第18条 (議決)

各会議の議決は、特別の定めがある他は、出席者の過半数の賛同によって決する。

第19条 (事務局)

本会の会務を円滑に執行するため事務局を置く。事務局の編成は次のとおりとする。

2. 事務局長 1名
3. 事務局委員 若干名
4. 事務局長は庶務担当理事がこれにあたる。

第5章 会計

第20条 (経費)

本会の経費は、会費及び寄付金その他の収入によって支弁する。

第21条 (会費)

通常会員及び団体会員の会費は、別に定める。

第22条 (予算・決算)

理事会は予算を編成し総会の議を経ることを要する。また理事会は前年度収支決算を作成し、監事の承認を経て総会に報告する。

第23条 (会計年度)

本会の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第6章 付則

第24条 (変更)

本会則の変更は総会の議を経ることを要する。

第25条 (事務局の所在)

本会の事務局は当分の間早稲田大学文学部正岡研究室に置く。

第26条 (施行期日)

本会則は平成3年7月21日より施行する。

日本家族社会学会選挙規定

第1条 (選挙権及び被選挙権)

本会の通常会員で前会計年度までの会費を完納していないものは、理事の選挙権並びに被選挙権を失う。また、顧問及び通算3期理事を務めたものは、被選挙権をもたない。

第2条 (選挙区)

選挙区は次の4選挙区とする。

- 第1区 北海道、東北
- 第2区 関東、山梨、静岡、新潟、長野
- 第3区 近畿、第2区以外の中部・東海
- 第4区 中国、四国、九州(含む沖縄)
2. 有権者の選挙区は、選挙年の4月30日現在における所属機関の所在地による。ただし所属機関のないものは居住地による。

第3条 (理事の定数)

理事の定数は、選挙区ごとの有権者の数によって、以下のように配分される。

有権者数	理事定数
10人以下	1
11~30	2
31~50	3
51~70	4
71~90	5
91~110	6
111人以上	7

2. 事務局を置いている選挙区は、有権者数によって配分される理事定数以外にもう1名の理事を追加選出することができる。

第4条 (理事の選出)

理事は選挙区ごとに、その選挙区に属する有権者の互選によって選出される。

第5条 (理事の補充)

理事に欠員が生じた場合は、当該選挙区の次点者をくりあげる。

2. 補充された理事の任期は、前理事の残任期間とする。ただし、この期間は第1条の通算任期には加えない。

第6条 (投票方法)

理事定数1名区は単記、2~4名区は2名連記、5名区以上は3名連記の無記名投票とする。

第7条 (有効投票)

2名連記、3名連記の場合、定数に充たない投票も有効投票とする。ただし、定数を超えた投票は無効とする。

第8条 (選挙管理委員会)

選挙管理委員会は、会長が委嘱した3名（理事1、非理事2）の委員により構成される。

2. 選挙管理委員会は、選挙の結果を総会に報告し、承認を得るものとする。

第9条 (改正)

本規定の改正は、総会の議を経るものとする。

第10条 (施行期日)

本規定は、平成3年7月21日より施行する。

日本家族社会学会会費規定

第1条 日本家族社会学会(以下本会といふ)の会費は、本会会則21条に基づき、この規定による。

第2条 本会の通常会員の会費は、年額5,000円とする。ただし、大学院生の会費は年額3,500円とする。

第3条 本会の団体会員の会費は、年額10,000円とする。

第4条 本規定の変更は、総会の議を経ることを要する。

第5条 本規定は、平成3年7月21日より施行する。

間の特別措置として、1991年度の会費は、通常会員3,000円、大学院生1,500円とする。

付則1. 本規定にかかわらず、移行期

第24回家族社会学セミナー・日本家族社会学会設立大会

特別会計決算報告

1990(平成2)年度 [1990.9.1-1991.8.31]

家族社会学セミナー・日本家族社会学会

一般会員十報告

家族社会学研究 第3号 正誤表

家族社会学研究第3号に次のような誤りがありました。訂正しお詫びいたします。

誤

正

120ページ 第23会家族社会学セミナー

日時：1991年 ----- 1990年

裏表紙 編集委員名

大久保孝二 ----- 大久保孝治

専門委員 ----- (追加)

清水浩昭

M. ウイリアムス

価額 1,500 ----- (追加) 送料別

要必見!!

事務局からのお知らせ

家族社会がセミナーが登録会員制に移行して以来、セミナーは企画運営委員会によって運営されてきました。しかし本年、家族社会学セミナーが発展的に解消し、日本家族社会学会が発足しましたので、今後学会は新しい会則により理事会によって運営されることになります。しかしながら理事の選挙が実施されていませんので、それまでの移行期間の運営は、旧企画運営委員会および旧学会化準備委員会の委員が学会設立準備委員会を構成し、その運営にあたることが総会で承認されました。

したがって学会事務局も、移行期間中従来の体制で運営されます。一層のご協力をお願いいたします。

1. 本会の前身・家族社会学セミナーの会員であった方はご承知と思いますが、セミナーの会計年度は9月1日から翌年8月31日までという変則的なものでした。これは、セミナーの中心的事業であった「合宿セミナー」が例年7月に行われていたためでした。しかしこのたび、セミナーから家族社会学会に発展的改組をするにあたり、より一般的な会計年度（4月1日から3月31日まで）を採用することになりました。

これに伴い、前掲の本会「会費規定」をご覧いただければおわかりのように、1991年度を1991年9月1日から1992年3月31日とし、当年度の会費を一般3000円、

大学院生1500円とする移行措置をとることになりました。1991年度はもう始っております。家族社会学セミナー時代からの会員で1991年度までの会費が未納の方は至急会費を納めてください。

本レター宛名シールに○印が1つ付いている方は1991年度未納、2つ付いている方は1990年度と1991年度が未納、3つ付いている方は1989年度から3年度分が未納です。該当する方は、○印の数をご確認の上、下記口座宛てに会費を納入してください。なお、1989年度および1990年度の会費は、一般5000円、大学院生3500円です。お間違いなきようお願ひいたします。1990年度までの会費が納入されましたら、『家族社会学研究3号』を送付いたします。

なお、できれば1992年度会費、一般5000円、大学院生3500円も合せて納入いただければ幸いです。

2. 日本家族社会学会の設立にあたり、新しく会員になられた方は10月3日現在119名です。そのうち多くの方々からは、会費納入法についておたずねをいただきました。これまで回答をしない今まで申し訳ありませんでしたが、上記1.の次第で、1991年度（1991.9.1から1992.3.31）の会費として、一般3000円、大学院生1500円を下記口座宛てに振込んでください。できれば、1992年度（1992.4.1から1993.3.31まで）会費、一般5000円、大学院生3500円も合せて納入していただ

ければ幸いです。

新会員の方々からは、機関誌『家族社会学研究』バックナンバーの購買希望も多くありました。たいへん遅れていて恐縮ですが、近々発送する予定です。購買ご希望の方で、まだお申し出なされていない場合には、事務局にご一報ください。

3. 本レター「理事選挙の実施」の項に記しましたように、現在、会員名簿を作成中です。家族社会学セミナー時代からの会員の方々にはすでに、そのために必要な事項を届けていただくよう、繰り返し用紙を送ってお願いしてありますが、いまだに連絡のない方がいます。本レターに用紙が同封されている場合は、必要事項をご記入の上、至急事務局までお送りください。

新しい会員の方の場合は、学会申込書に記載されていますものを名簿作成の資料といたします。万が一、記載内容に変更のあった場合にはご一報ください。

4. 会費振込先

口座名：日本家族社会学会事務局

口座番号：

郵便振込の場合

東京7-7756

銀行振込の場合

第一勧業銀行早稲田支店

普通 1033815